

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が「財団法人 〇〇〇〇 に関する平成 11 年度から平成 14 年度までの損益計算書」（以下「本件対象文書」という。）を保有していないとして非開示としたことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 5 月 18 日、実施機関に対し、「財団法人 〇〇〇〇 （以下「本件法人」という。）に関する以下の公文書 財産目録（平成 10 年度から 14 年度まで）、正味財産増減計算書総括表、正味財産増減計算書、損益計算書及び貸借対照表（以上、平成 11 年度から 14 年度まで）」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1 の開示請求のうち「本件法人に関する財産目録（平成 10 年度から 14 年度まで）、正味財産増減計算書総括表、正味財産増減計算書及び貸借対照表（以上、平成 11 年度から 14 年度まで）」の部分については、対象公文書を特定し、全部を開示する全部開示決定を行い、それ以外の部分（本件対象文書）については、対象公文書を保有していないことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、ともに平成 16 年 6 月 2 日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 16 年 7 月 29 日に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分の取り消しを求める」というものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が異議申立書及び異議申立補正書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。  
(1) 開示請求にかかる公文書を保有していないことを理由に非開示決定を

行っているが、本来であれば計算書類である本件対象文書は、毎年度提出を受けて保有していなければならないはずである。

- (2) 実施機関が本件対象文書を保有していないとしても、あらためて本件法人に対し、すみやかに本件対象文書の提出を求めて、開示を行うべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求の対象となった本件法人に関する平成11年度から平成14年度までの損益計算書については、実施機関として保有していない（取得していない）ため、不存在を理由として非開示決定を行った。
- (2) 具体的な提出書類の指導については、平成12年3月27日付け各振興局林務課長あて山村対策課（現在は定住促進課）長通知（以下「通知」という。）に基づき行われており、損益計算書については、通知において作成すべき書類としておらず、当該通知が適用される年度以降は実施機関に提出しなければならない書類ではない。
- (3) 本件法人に対する業務の監督においても、本件対象文書を取得していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書の非開示決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

異議申立人が開示を求めた公文書は、開示請求書によると「本件法人に関する財産目録（平成10年度から14年度まで）、正味財産増減計算書総括表、正味財産増減計算書、損益計算書及び貸借対照表（以上、平成11年度から14年度まで）」である。そして、このうち、「本件法人に関する財産目録（平成10年度から14年度まで）、正味財産増減計算書総括表、正味財産増減計算書及び貸借対照表（以上、平成11年度から14年度まで）」については既に関示され、本件対象文書が非開示となった。

##### 2 本件対象文書の提出義務について

本件法人は、実施機関の許可を受けて平成7年9月11日に設立された

公益法人（財団法人）である。「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（昭和59年和歌山県規則第22号。以下「規則」という。）によれば、本件法人は、所管庁である実施機関に対し、規則第7条に基づき、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書、収支決算書及び当該事業年度末の財産目録を提出しなければならないこととされている。

また、規則に基づき提出しなければならないこととされている事業報告書等の種類及び様式例については、通知において具体的に示されており、その内容としては、（1）事業報告届、（2）事業報告書、（3）収支計算書総括表・収支計算書、（4）正味財産増減計算書総括表・正味財産増減計算書、（5）貸借対照表総括表・貸借対照表、（6）財産目録、（7）理事会議事録及び（8）評議員会議事録からなっている。

このことから、損益計算書は、実施機関の通知において作成することとされた書類には含まれておらず、実施機関に対して提出しなければならない書類ではなかったことが認められる。

### 3 本件対象文書の存否について

#### (1) 実施機関の公文書の管理に関する規程について

実施機関が公文書の管理について定めた和歌山県文書規程（昭和61年和歌山県訓令第2号。以下「文書規程」という。）及び和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号。以下「公文書管理規程」という。）によれば、公文書の保存期間は、文書規程においては、長期、10年、5年、3年及び1年、公文書管理規程においては、長期、10年、5年、3年、1年及び1年未満と定められている。また、公文書ごとの具体的な保存期間については、公文書分類表（平成12年度以前にあっては文書分類表。以下同じ。）によることとされている。公文書分類表は、共通に係るものは総務学事課長が作成し、また、共通に係るもの以外は主務課長等が総務学事課長との協議の上作成することとされている。

#### (2) 本件対象文書の保存期間について

本件対象文書は、本件法人に関する平成11年度から平成14年度までの損益計算書である。本件対象文書が存在するとすれば、対象となる公文書は、公益法人の事業報告等に関する公文書であると考えられることから、その保存期間は、振興局においては3年、本庁各課室においては5年と定められていたことが認められる。

(3) 本件法人からの提出書類について

異議申立人が開示を求める損益計算書のような法人の事業運営に係る計算書類は、本件法人の年度終了後3月以内に、本件法人から実施機関に対し提出されるものと考えられ、その種類及び様式については通知に基づいたものとなるものと考えられる。このことから、実施機関が主張するように、損益計算書は通知から判断する限り提出の必要のないものであり、取得していないとする実施機関の主張は不自然、不合理なものでない。

(4) 本件対象文書の存否について

当審査会の事務局である総務学事課職員をして、実施機関につき確認させた結果、開示請求の対象となった公文書が含まれる平成10年度以降の本件法人に係る事業報告書等は、実施機関が保有していることが認められ、その内容としては、通知が適用される平成11年度分以降平成14年度分までの間の本件法人から実施機関に提出された事業報告届には、通知に基づき実施機関に提出することとされている事業報告書、収支計算書総括表・収支計算書、正味財産増減計算書総括表・正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、理事会議事録及び評議員会議事録が添付されていることが確認できたが、損益計算書に該当する公文書の存在は認められなかった。

なお、本件法人から実施機関に提出された年度ごとの事業報告届とは別に、「損益計算書」との表題を有する資料が存在していることが認められたため、当審査会において当該資料を確認したところ、その内容は、

町の職員が本件法人の運営について実施機関の職員と相談を行う際に使用された資料の一部で、平成12年度の上半期(4～9月)だけの収支等を記載したものであり、かつ、年度ごとの事業報告であれば必要とされる理事会での議決等を経たことを示す書類も添付されていないことから、資料そのものが開示請求者の求める各年度ごとの損益計算書には該当しないものであると判断した。

加えて、当該資料は、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成又は取得した資料であって、決裁又は供覧の手続がとられておらず、条例の適用区分について規定した条例附則第2項の「平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については適用しない。ただし、平成5年4月1日以降に決裁又は供覧の手続が終了

したものについてはこの限りではない。」の規定により、開示請求の対象となる公文書には該当しないものであることが認められる。

#### 4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立書において、本来であれば実施機関は計算書類である本件対象文書を本件法人から提出を受けて保有していなければならないはずであり、保有していないのであれば、すみやかに本件法人に対し本件対象文書の提出を求めた上で開示を行うべきである旨主張する。

しかしながら、条例第2条第2項において、開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの、と定められており、実施機関は、実施機関が保有していない公文書について、開示すべき条例上の義務を負うものではない。

また、異議申立人は、本件法人が実施機関に提出しなければならない計算書類として損益計算書が含まれるべきであるとの主張を行っているように受け取れるが、当審査会は、条例上実施機関が行う開示決定等の妥当性について判断するものであり、異議申立人の当該主張の是非については当審査会の判断するところではない。

#### 5 結論

以上の理由により、当審査会は、実施機関が本件対象文書を保有していないとして、異議申立人の開示請求に対し非開示の決定を行ったことについて、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

[ 答申に至る経過 ]

年 月 日	審査の経過
平成 1 6 年 8 月 2 7 日	諮問（実施機関）
平成 1 6 年 9 月 1 6 日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 1 6 年 9 月 2 4 日	異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を依頼
平成 1 6 年 1 1 月 5 日	審議
平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日	異議申立人に意見陳述の希望の有無の確認
平成 1 6 年 1 2 月 1 日	審議
平成 1 7 年 1 月 1 8 日	審議
平成 1 7 年 2 月 2 日	審議